

第12回 情報倫理と関連法規

2026/07/15

1

今回やること

1. 情報倫理とは
2. 個人情報とその保護
3. 知的財産権
4. データ倫理

2

1. 情報倫理とは
2. 個人情報とその保護
3. 知的財産権
4. データ倫理

1. 情報倫理とは

3

情報倫理

- 情報を扱う上でのモラルやマナーなどを **情報倫理** という。
 - ✓ 被害にあわない。
 - 詐欺などの犯罪やウイルスから身を守る。
 - プライバシーを守る。(個人情報、パスワードなど)
 - ✓ 被害を与えない。
 - 著作権や肖像権を侵害しない。
 - 他人を傷つけるような発言をしない。
 - 無責任な情報を発信しない。
- 情報倫理を守るためには、権利や法律、身の回りの危険について、**知る**ことが重要！！

4

演習I：情報を扱う上での注意点

演習

1. UNIPAからxxxx_12.docxをダウンロードする。
 - ✓ xxxx部分を学籍番号に変更すること。
2. 情報を扱う上で、今自分が気を付けていることを書きなさい。
 - ✓ スマホを使うときや、SNSを使うときに気を付けていることなど。

5

情報倫理の視点

- ELSI：倫理的、法的、社会的課題
 - ✓ 情報技術の活用には、倫理、法律、社会的影響への配慮が必要である。
 - ✓ 倫理：人権や公平性など。
 - ✓ 法律：法律や規則、セキュリティポリシーなど。
 - ✓ 社会的：社会全体に影響があるか。
- 個人単位では、倫理や法律に着目すればよいかもしれない。
- 会社などの団体では、社会的な影響も考える。

6

1. 情報倫理とは
2. 個人情報とその保護
3. 知的財産権
4. データ倫理

2. 個人情報とその保護

7

個人情報保護法における個人情報とは(1)

- 生存する個人に関するもので、特定の個人を識別できる情報。
- 以下の3つに大別される。
 1. 特定の個人を識別できるもの。
 - 氏名、住所など。
 2. 個人の身体に関するデータ。
 - 指紋、虹彩など。
 3. 個人に割り当てられる公的な番号。
 - マイナンバー、パスポート番号など。

心理学実験を行う際には、特に注意が必要。

8

個人情報保護法における個人情報とは(2)

- その情報単体だけでは個人を特定できなくても、以下の場合は個人情報となる。
 - ✓ 他の情報と組み合わせ、個人を特定できる場合。
 - 例：生年月日 + 氏名
 - ✓ 他の情報と簡単に照合することができ、それによって個人を特定できる場合。
 - 例：学籍番号

9

個人情報ではない例

- 例①：夏目漱石の住所
 - ✓ 亡くなっている歴史上の人物なので、個人情報ではない。
- 例②：生年月日のみ
 - ✓ 生年月日だけでは、個人を特定できない。
 - ✓ ただし、ほかの情報(氏名など)と組み合わせると個人を特定できる場合は、個人情報。

10

個人情報に関わる用語(1)

- 個人情報データベース等
 - ✓ 特定の個人情報を検索できるように構成された体系的な情報の集合体。
 - 例：名簿、大学のデータベース
- 個人データ
 - ✓ 個人情報データベースを構成する個人情報。
 - 例：氏名、生年月日、住所など
- 保有個人データ
 - ✓ 個人情報取扱事業者が、本人から請求される開示・訂正・削除などに応じる権利を持つデータ。

11

個人情報に関わる用語(2)

- 保有個人データ
 - ✓ 個人情報取扱事業者が、本人から請求される開示・訂正・削除などに応じる権利を持つデータ。
 - 例：ECサイトのログインID、氏名、住所
 - 違うもの：企業の団体情報、統計情報
- 要配慮個人情報(機微情報)
 - ✓ 特に取り扱いの制限が厳しく、利用や公開はもちろん、取得にも制約が課される。
 - 病歴、犯罪歴、人種、信条など。
- オプトアウト
 - ✓ データ利用拒否の仕組み

12

個人情報保護法

- 個人情報は当然、保護されるべき。
 - ✓ 一方で、情報を活用することで医療や行政、ビジネスなどの様々な分野でサービス向上や業務効率が期待できる。
 - ✓ 個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的とした法律が、個人情報保護法。
- 企業や団体が、個人情報を適切に保護・管理している体制を第三者機関が評価・認証する制度を **プライバシーマーク** という。
 - ✓ 社内体制の強化や消費者からの信頼向上などで取得している会社は多い。

13

演習2：プライバシーマークを持つ企業

演習

1. Edgeなどを開く。
2. xxxx_12.docxの演習2を行え。
 - ✓ プライバシーマークを取得している企業を調べてみる。

14

EU一般データ保護規則(GDPR)

- 個人情報の保護を基本的人権として位置付けるEUの法規制。
 - ✓ 個人のプライバシー保護、データ処理の透明性と管理強化、国際ビジネスの円滑化。
 - ✓ EU内の個人データを扱うすべての組織が対象となるが、EU内のデータを扱うEU外の企業も対象。
 - 違反した際には、高額な制裁金が科される可能性あり。
- GDPR内では、「忘れられる権利」についても言及がある。
 - ✓ 個人が情報の削除を求める権利のこと。
 - ✓ データが不要になった場合や、利用の同意を撤回したくなった場合など。

15

学問と個人情報

- 卒業論文などでアンケートや心理学実験を行う際には、個人情報保護に十分留意する必要がある。
 - ✓ 特に対象が未成年の場合には、細心の注意が必要。
- 大学などの研究機関では、倫理審査などを行い、個人情報保護の要件を守っているか第三者が確認を行う。
 - ✓ 倫理審査…その研究が対象の身体や精神、プライバシーを不当に脅かさないか評価する仕組み。
 - ✓ 細かいルールなどは大学ごとにも変わるので、研究を行う際には十分注意を使用。

16

演習3：大学における倫理審査

演習

1. Edgeなどを開く。
2. 「静岡県立大学 倫理審査」と検索し、どのような制度があるか確認してみる。

17

1. 情報倫理とは
2. 個人情報とその保護
3. **知的財産権**
4. データ倫理

3. 知的財産権

18

知的財産権

- 人間の創造的な活動によって生み出されたもの（知的財産）を保護する権利
- **著作権**と**産業財産権**に分かれる。
- 著作権
 - ✓ 作品（著作物）を作った人（著作者）を守る権利のこと。
 - ✓ 著作者が作品を生み出すと、**直ちに発生する**。
- 産業財産権
 - ✓ 新しい技術やデザインなどに独占権を与え、産業の発展を図る権利のこと。
 - ✓ **特許庁に出願し、登録**されることで一定期間独占できる。

19

著作権

- 対象は、小説や曲、ダンスの振り付け、図表、写真、映画、コンピュータプログラムなど、多岐にわたる。
- 著作物をもとに作り出された著作物（二次的著作物）についても、元の著作物とは別に著作権が保護される。
 - ✓ 翻訳された文章、漫画の映画化など。
 - ✓ 二次的著作物を作る際には、元の著作物の製作者に許可を取る必要がある。

漫画家Aが書いた漫画の著作権は**A**のもの



漫画家Aが書いた漫画を実写化した映画監督Bの映画の著作権は**B**のもの

20

著作権が認められないもの

- 憲法や法令など
- 裁判所の判決や決定、命令など
- 上記に該当する翻訳物や編集物で国や地方公共団体の機関、独立行政法人などが作成したもの

21

著作物の利用の例外

- 基本的には、著作物を利用するには、著作者の許可が必要。
- しかし、以下の場合には、許可を得なくてもよい。
 1. 私的使用（仕事では使用しない）
 2. 教育場面での使用（学校教育で必要限度の複製等）
 3. 引用（第7回で詳しく説明）
 4. 転載
 - ✓ 新聞・雑誌の論説などは転載禁止表示がない場合は出典を明記して転載できる。（営利目的は不可）

22

著作権のありか

- 著作者…作品を作った人
- 著作権者…著作権を有している人
- 一般的には、著作者＝著作権者だが、例外もある。
 - ✓ 著作者が複数になる場合や、法人になる場合もある。
- 色々な例
 - ✓ 会社Aの業務命令で、従業員Bが作成した動画の著作者は会社A。（当然著作権者も会社A）
 - ✓ 写真家Cが写真を撮り、その写真を販売する際に、クライアントDに著作権を譲渡した場合、著作者はCだが、著作権者はD。

23

著作人格権

- 著作人格権
 - ✓ 著作物を通して表現されている著作者の人格を守る権利。
 - ✓ 著作者が生存している間、保護され、譲渡は不可。
 - 著作者がなくなっても、名誉などを害する利用は禁止。
- 著作物を公表するか、著作物に著作者の氏名を表示するかなどを決めることができる。
- 著作物の内容やタイトルを勝手に変えられることを禁止できる。

24

著作権財産権

- 著作者が、著作物を使いたい人から使用料を受け取ることができる権利。
 - ✓ 保護期間は原則として作品を作った人の死後70年。（一部例外あり）
 - ✓ 譲渡可能であり、相続の対象にもなる。
- 著作物を利用する際に、著作権者に許可を取る必要がある。

25

産業財産権(1)

- 以下の4つを、合わせて産業財産権とよぶ。
 1. 特許権
 2. 実用新案権
 3. 意匠権
 4. 商標権

26

産業財産権(2)

1. 特許権
 - ✓ 発明の権利を保護する。
 - ✓ 保護期間は出願から20年。
2. 実用新案権
 - ✓ 製品の形状や構造などに関する考案の権利を保護する。
 - ✓ 保護期間は出願から10年。

27

産業財産権(3)

3. 意匠権
 - ✓ デザインの権利を保護する。
 - ✓ 新規性や創作性が必要。
 - ✓ 保護期間は出願から25年。
4. 商標権
 - ✓ 商品・サービスを区別するために使うマーク、つまりブランドを保護する。
 - ✓ 商品やサービスとともに出願する。
 - ✓ 保護期間は、登録から10年。（10年ごとに更新可）

28

演習4：産業財産権の判断

- xxxx_12.docxの演習4を行え。

演習

29

1. 情報倫理とは
2. 個人情報とその保護
3. 知的財産権
4. データ倫理

4. データ倫理

30

不正アクセス禁止法

- ネットワークやインターネット通信における、**不正なアクセスとそれを助長する不正行為**を禁止する法律
 - ✓ なりすまし行為
 - ✓ セキュリティ・ホールの攻撃行為
 - ✓ 他人のID・パスワードを不正に取得する行為
 - ✓ 他人のID・パスワードの入力を不正に要求する行為（フィッシング行為）
- 具体的な事例
 - ✓ SNSに他人のIDとパスワードでログインし、本人になりすまして書き込む。

31

プロバイダ責任制限法

- インターネット上で権利侵害が発生した場合、プロバイダが負うべき損害賠償責任の範囲や、権利侵害を行った発信者の情報を、被害者が開示請求する権利を定めた法律。
- 誹謗中傷などを受けた被害者は、この法律により、発信源を特定するために情報の開示請求が行える。
- プロバイダ…インターネット回線を提供する業者



32

情報の匿名化

- 個人情報は保護される必要があるが、利活用することで、生活を豊かにすることができる。
- 情報の匿名化を行うことで、個人情報を研究などに利用する。
 - ✓ **匿名加工情報**
 - 特定の個人を識別できないかつ復元できないように個人情報を加工したもの。
 - ✓ **仮名加工情報**
 - 個人情報から個人を特定できる情報を削除して、単体では個人を特定できないように加工したもの。

33

仮名加工情報

- IDを振り、IDと個人の対応表などを用意しておくなど。

項目	元の内容
氏名	常葉 太郎
住所	静岡県静岡市駿河区弥生町1-2
年齢	52歳



項目	仮名加工情報
ID	001
住所	静岡県静岡市駿河区
年齢	52歳

+

ID	氏名
001	常葉 太郎
002	...

上の情報だけでは特定できないが、ほかと合わせると特定できる。

34

匿名加工情報

- 個人を特定できるようなものをすべて排除する。

項目	元の内容	項目	匿名加工情報
氏名	常葉 太郎	ID	001
住所	静岡県静岡市駿河区弥生町1-2	住所	静岡市内
年齢	52歳	年齢	50代

IDの対応表などを残さなければ、個人は特定できない。

35

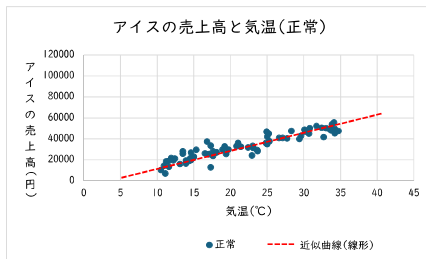
データに関する不正行為

- 一般的な不正行為
 - ✓ データの捏造：存在しないデータの偽装
 - ✓ データの改竄：データの勝手な書き換え
 - ✓ データの盗用：データの無断転用
- AIなどに対する不正行為
 - ✓ データ汚染
 - データに何かしらのゴミを混ぜて、意図的に間違えるような学習モデルを生成する。
 - ✓ 敵対的攻撃
 - 既にある学習モデルに意図的に間違えられたデータを入れることで、誤った判断を発生させる。

36

データ汚染の例(1)

- 1日のアイスの売上高とその日の気温に関するデータ

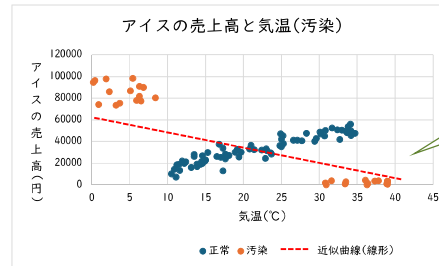


気温が高いと、
アイスも売れる

37

データ汚染の例(2)

- 汚染データを入れてみた例



傾向を示す近似曲線が、
本来と違う傾きと
なっている。

38

演習5：開示請求の事件

演習

- xxxx_l2.docxの演習5にしたがい、以下を行え。
 - ✓ 開示請求が行われた事件について調べ、その概要と加害者への制裁について書け。
 - ✓ その際には、情報の出典も明記すること。

39

演習6：AIとデータ倫理

演習

- xxxx_l2.docxの演習6にしたがい、以下を行え。
 - ✓ WebやCopilotなどを使い、先ほどのデータ汚染の例のように、AIとデータ倫理に関する用語や、事件について簡単にまとめよ。
 - ✓ その際、情報の出典を明記すること。
 - ✓ Copilotを使う際には、必ず情報の信ぴょう性について、裏を取ること。
 - ✓ 生成AIのコピペはNG。

40

おわりに

- UNIPAの情報リテラシ I の第12回の課題として以下のファイルを提出してください。
 - ✓ 「xxxx(学籍番号)_l2.docx」
 - ✓ 期限は2026/07/21(火) **16:00**まで。
- PCをシャットダウンしましょう。

41